

令和4年9月9日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和4年9月9日(金)

午後2時10分開会

午後3時13分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、濱門明典委員、
仮屋園一徳委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、庶務係長 野中義昭、
議事係主査 東岳也

6 説明員

総務課	課長	中野貴文君
	課長補佐兼職員係長	寺地克己君
	危機管理係長	早水健児君
企画調整課	課長	福島浩君
	課長補佐兼地域振興係長	尾上覚史君
	企画調整係長兼統計調査係長	岩下亮一君
税務課	課長	新町博行君
	課長補佐兼固定資産税係長	田原勝矢君
	課税係長	本千晶君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第30号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第31号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 陳情第4号 電源立地地域対策交付金に関する陳情
- (4) 陳情第13号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情
- (5) 陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情
- (6) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第30号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、陳情第13号、川内原発の20年超運転期間に関する陳情、陳情第14号、薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情の4件でございます。また、陳情第4号も閉会中の継続審査となっております。

本委員会の日程は、配付いたしました日程表のとおり行います。

なお、議案につきましては採決まで行いますので、よろしくお願いいたします。

[総務課入室]

○ 議案第30号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第30号を議題とし、審査に入ります。

まず、議案について、所管課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第30号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は、5ページからになります。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員及び非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、1点目として、非常勤職員の子の出生後、8週間以内の育児休業取得要件を緩和すること。2点目として、非常勤職員の子が1歳以降に育児休業取得する場合の要件を緩和すること。3点目として、再度の育児休業申請時に提出する育児休業計画書の仕組みを廃止することです。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。条例議案等参考の1ページをお開きください。第2条第3号アの改正は、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合において、任期の満了する期間が、これまでよりも短い、誕生日から8週間と6月を経過する日までの場合等に育児休業できることとし、取得要件を緩和するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけてですが、第2条の3第3号の改正は、子の1歳到達日以後に非常勤職員または配偶者が交代で育児休業の取得をできるようにするものです。

次に、3ページから4ページにかけてですが、第2条の4の改正は、非常勤職員や配偶者が子の1歳6か月到達以後に育児休業する場合に、2歳到達日まで夫婦交代で育児休業を取得できるようにするものです。

次に、改正前の条例第3条第5号では、同一の子に対する育児休業は原則1回とされ、再度の取得は、育児休業期間終了後3月以上経過し育児休業等計画書により申出があった場合にできることとされていましたが、育児休業法の改正により原則2回の育児休業が可能となったことからこの規定を削るものです。

次の5ページの第3条第7号については、専門的な知識経験を有する者として任期を定めて採用される任期付職員についても、非常勤職員と同様の取扱いとするための整備を行うものです。

最後に、議案書の9ページになりますが、附則では、条例の施行日を令和4年10月1日とするほか、施行日以前に育児休業等計画書を提出した職員に対しては、改正前の規定を適用する旨の経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第30号についての質疑を終結いたします。

総務課は退席をお願いします。

〔総務課退室〕

濱田洋一委員長

それでは、議案第30号について採決に入ります。

念のため申し上げます。賛否の表明は、討論の中で、お願ひいたします。

まず、討議を行います。討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終結いたします。

それでは、議案第30号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第31号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第31号を議題とし、審査に入ります。

所管の税務課は入室をお願いします。

〔税務課入室〕

濱田洋一委員長

まず、議案について、所管課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第31号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の改正に関連する阿久根市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

条例議案等参考の6ページをお開きください。第18条の4の改正は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付等をする際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されることにより規定の整備を行うものであります。

次に、8ページにかけての第33条、第34条の8の改正は、個人の市民税における上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等の譲渡所得について、課税方式を所得税と一致させる等、規定の整備を行うものです。

次に、第36条の2の改正は、公的年金等受給者の市民税申告の提出義務に係る規定の整備を行うものです。

次に、9ページから10ページにかけての第36条の3の2、第36条の3の3の改正は、個人の市民税において、給与所得者または公的年金受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族申告書または公的年金等受給者の扶養親族申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等、規定の整備を行うものであります。

次に、附則第7条の3の2の改正は、個人の市民税において、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年分の個人の市民税および居住年が令和7年であるものまで延長することとしたものであります。

次に、11ページから13ページにかけての附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等、所要の措置を講ずることとしたものであります。

次に、14ページの附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等を踏まえた上乗せ措置の弾力化の措置の適用となる年度及び居住年が含まれたことにより削るものです。

以上のほか、地方税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、議案書の13ページになりますが、附則では、この条例の施行期日を一部の規定を除き令和5年1月1日からとするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第31号について質疑を終結いたします。

税務課は退席をお願いします。

〔税務課退室〕

濱田洋一委員長

それでは、議案第31号について採決に入ります。

念のため申し上げます。

賛否の表明は、討論の中で、お願いいたします。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、討論を終結いたします。

それでは、議案第31号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 陳情第4号 電源立地地域対策交付金に関する陳情

濱田洋一委員長

次に、陳情第4号を議題とし、審査に入ります。

8月23日の本委員会において、所管課に出席を求めて、電源立地地域対策交付金の要望活動について及び本市のUPZ圏内の面積について、質疑を行うことといたしましたので、ただいまから質疑を行います。

所管の総務課及び企画調整課は、入室をお願いいたします。

〔総務課及び企画調整課入室〕

濱田洋一委員長

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

野畑直委員

8月23日の委員会の中でお願いをしておりました。1件ずついきたいと思います。

まず、阿久根市の総面積は134平方キロメートルということで伺いました。その中で、UPZ圏内の面積について教えていただきたいということでお願いしましたので、それをお願いします。

中野総務課長

阿久根市内のUPZ圏内の面積の割り出しの件でございますが、この部分について技術

的な面から申し上げますと、川内原発から30キロ内の面積を算出するのにおきましては、いわゆる測量会社等に、阿久根市のデータのみならず薩摩川内市のデータ等もいろんな取組をして積算等を行わなければならないというようなことをごさいますて、すぐに対応できるものではないというようなところをごさいます。それと、UPZが、規定は、原子力施設からおおむね半径30キロを目安とする区域とされているところをごさいます。防災の観点からは、阿久根市内が30キロ圏内に含まれていることから市内全域をUPZ圏内と捉えて、各種の対応を重ねてきているところをごさいます。おおむね30キロと規定され、市内一律の取扱いをしているところを厳格に30キロの範囲内と割り出すことで、今後において、範囲内あるいは範囲外の住民の捉え方、考え方からもまた懸念するところがあるというのも事実をごさいます。

野畑直委員

今、私は、おおむね30キロということではなくて、30キロということで先日の委員会で話をさせてもらいました。今、課長の説明では、おおむね30キロと。その違いは、なかなか曖昧になると思うのですが、薩摩川内市のことも言われましたけれども、阿久根市の面積を出すのに薩摩川内市が、何が関係あるんですか。

中野総務課長

30キロの距離を割り出す部分において、そういった地図データ等が必要になるというようなところをごさいます。

野畑直委員

原発があるところは薩摩川内市の1か所ですので、その1か所から30キロということで考えると、阿久根市の総面積が134平方キロメートルということで、30キロのUPZ圏内というのは、我々にはおおよそとかじゃなくて30キロというふうに聞いているわけですから。例えば、国土地理院が発行している2万5000分の1の地図等で、大まかに何キロ平方キロメートルぐらいは30キロ圏外ですねというようなことも何も検討はされなかったんですか。

中野総務課長

おおむね半径30キロというところですよ。繰り返しになりますけれども、私どもの取扱いとしては、ほぼ全域がUPZ圏内にあるということから、対応的には市内全域をUPZ圏内というふうに捉えているところをごさいますて、対応で、30キロで区切る、区切らないのところでは、今のところ支障がないものと考えております。

野畑直委員

全く私が聞いていることに答えようとされていませんけれども。阿久根市の全体面積は分かっているわけでしょう。ですから、私が言ったことに対して、面積を出す方法を全くもう考えないということになってしまいます。1例挙げたじゃないですか。国土地理院の2万5000分の1の地図を使ってでも、川内原発から半径を引けば残りの面積が出るじゃないですか。そのようなことも全くされずに、阿久根市としては、もう134平方キロメートルをUPZ圏内と捉えていると。何も、私はその数字を出したから、何かその原発の事故が減るわけでも何でもないので。委員会として、こういう陳情が出てきたから、実際に市から配布されているUPZ圏内の面積は幾らで、残りはちょっと違うんだよということは、圏外だよということ把握しておいたほうがいいのではないかなと思って質問しましたけれども、今、課長の答弁では全くそういう意思がないということが分かりました

ので、もういいです。

次に、先日の委員会で、内閣府、資源エネルギー庁とか経済産業省への要望活動を行ったと聞いておりますという企画調整課長の答弁がありました。ちょっと無責任な言い方と私は感じたのですが、その要望活動の内容について、委員会に提示してもらうわけにはいきませんか。

福島企画調整課長

中央要望につきましては、電源地域の振興に関する要望ということで、九州地方電源地域連絡協議会の形で行われております。こちらにつきましては、鹿児島県の電源地域連絡協議会を通じて阿久根市も加入しているという形になっております。そちらの協議会において、今年の8月1日から2日にかけて、内閣府、資源エネルギー庁、九州経済産業局に要望を行ったというところでございます。

要望者につきましては、先ほど申し上げた協議会の会長及び副会長において代表して行われたというところでございます。

内容につきましては、原子力発電施設に関わる支援策、それから、原子力発電所の安全確保と防災体制の確立、こういった内容について行われたというところでございまして、特に今回の電源立地地域対策交付金に関係する内容につきましては、原子力発電施設に関する国の電源立地地域対策交付金制度及び原子力立地給付金制度の対象については、立地市町村または隣接市町村等にかかわらず、原子力発電施設が立地する地点からの距離に応じて、その市町全域を交付対象とすることという内容について、要望を行ったところでございます。

野畑直委員

今、読んでもらいましたけれども、読んだだけでは、私は理解できませんので、その要望書の内容について委員会に配付してもらおうということではできませんか。

濱田洋一委員長

企画調整課長。今、野畑委員からお話をされた各種要望等、協議会名、そして、要望事項等を書面を出していただくということができないかということですが。

福島企画調整課長

要望書等の資料について提出させていただきたいと思っております。

野畑直委員

陳情者の方に丁寧な説明をするためにも、内容等は委員会としても把握しておくべきだと思いますのでよろしくお願いします。

もう1点いいですか。

陳情4号の審査に当たって、6月17日に担当課である企画調整課においていただきまして、陳情事項に関する制度の概要や現状について説明をしていただきました。当然、企画調整課としても、陳情4号の内容については把握され、資料というか、この陳情4号の内容について、見て説明していただいていると思っております。その中で、陳情者は、電源立地地域対策交付金として、企画調整課から、令和3年度分ですけれども、阿久根市は7547万5934円であると書いてありました。書いてありますよね。よろしいですか。陳情書を確認してください。その中で、委員会を通じて、委員会には7448万9456円であるというふうに資料をいただきました。その差が98万6478円あったから、委員会の中で、この交付金額の違いについて、陳情者に教えた金額と私たち委員会に教えられた金額の差があるものに

もかわらず、委員会で指摘してから、参考人招致をしたときに、それには広報調査等交付金も入っているという説明でした。こういう陳情者の金額と委員会でお示しになった金額の差があって、それを追求すると違う交付金の名称を言われて、合算したものが陳情者の数値であると言われました。私が言いたいのは、6月17日の説明に来られるときに、なぜこの数値の違いに気づいて、企画調整課のほうからこの数字の違いについて説明がなかったのか。なぜしなかったのかを伺います。

福島企画調整課長

実際のところ、陳情者の方からこちらの交付金の額についての話があった際に、先ほどの委員から御指摘のありました広報調査等交付金の額を含んだ形で、こちらのほうで回答していたということがあったようですので、その点に関してはおわび申し上げたいと思います。

野畑直委員

私たちは、この陳情書を採択するか、不採択にするか、あるいは一部採択にするかということをしていかなければなりません。

なぜこういうことを言うかということ、陳情者は、この前、参考人招致したときに、数字の違いがあるから、私は、できれば1回取下げてもらって9月議会に再提出してもらったほうが良いと言いましたけれども、陳情者は、それはしないということと言われました。そうするとですね、この陳情書は生きるのですよ。しかし、企画調整課から教えてもらった同じ交付金の電源立地地域対策交付金という交付の金額が違ったものがあったものを、私たちは採択することはできないのですよ。だから、大きくここで問題が出てくるから、こういうことをされたときには、最初で6月17日の時点で、あなた方は、説明に来る前に、この金額が違ったことは気づいて、委員会にあなた方のほうから当然説明すべきだと私は思うのですが、それをされずに、委員会から指摘されてから、いや違う交付金がありますと。先ほど説明されましたので、広報調査等交付金。初めて聞く言葉が出てきましたよ。こういうことをしてもらっては困るということ、私は言いたいのですよ、委員会をしていて。だから大きな問題なんですよ。陳情者は変えない。我々は今度、違う数字を採択するわけにもいかない。大きな問題になってくるから言っているんですが、これについては、今、企画調整課長のほうで、すいませんでしたと謝られましたけれども、これ以上、謝ったから済む問題でもなくて、それをまた受入れないというわけでもありませんけれども、大きく左右してくるということ、心して、今後委員会等で担当課に委員会として聞くときには、しっかりと陳情書の内容も把握して、特にこんな数字は、もう1円違っても0点ですからね。そういうことを踏まえて、今後は臨んでいただきたいと思います。陳情者は、もう変えないと言われたものですから。そういうことで、私たちは審査をしていかなければならないということですので、執行部、担当課のほうにも分かっていたいただきたいと思います。

濱之上大成委員

再確認です。企画課長は前回、私がお聞きした交付金の県の裁量という言葉について、どうも気になったのですがね。今回の陳情においても交付金の問題が出ていますが、もう一度確認です。県の裁量ということとは、県を通じてあるいは県の算定式によって交付されるという形になっていますので、ある程度の国、県に要望したとしても、それなりのもう算定式ができていればそれだけですよという捉え方で動いていくというこ

とで、理解してよろしいでしょうか。

今回、20年延長となったときの、25億円ぐらいをとというふうな国からの計算がありました。しかし、今、こうした陳情も出ています。いろんな思いはあります。分かります。しかし、それなりの要望は、それぞれ毎年、議長初め、市長部局、ずっとこう要望して動いているんですけども、しかしこの交付金というものが、国・県を通じて、そして県の裁量として分配するということで理解していいですよ。

何度も繰り返し質問して申し訳ないですよ。

福島企画調整課長

先の委員会でお答えしたとおりであります。県におきましても、算定式に基づいて算定しているということでございますので、基本的には、国のほうで額については配付されているものと考えております。

濱之上大成委員

もう一度確認です。万が一、阿久根に中間処理施設を造ったら、交付金が増えると思いますよね。いかがでしょうか。

福島企画調整課長

こちらにつきましては、直接、県に今の事項について確認したことがあるわけではございませんが、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金、要するに薩摩川内市が交付されている分につきましては、使用済み燃料対策の部分が算定式に入っていたと思いますので、そちらに従えば同じように配分されてくるのではないかと考えます。

野畑直委員

要望をさせてもらっていいですかね。

平成24年度から10年間の平均交付金額が8,800～9,000万円近くなんですけど、8888万8000円ですか。なんですけども、原発が薩摩川内にあることは変わらず、電力の使用量によってではなくて、こういう平均額でなるように、先ほど、私はこの前からしつこく言っていますけれども、面積に応じたものを加味していただいて、あまり変動をしない。危険度は変わらないのに、交付金額は変動すること自体がやっぱりいいというのではなくて、向こう10年間平均するとこの程度のものを、交付金額をもらっているわけですから、こういうところを要望していただいて、安定したものにさせていただきたいと思っておりますので、その辺を要望事項の中に入れてもらってとと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、陳情第4号について質疑を中止いたします。

それから、先ほど委員から依頼がありました電源立地地域対策交付金に関する要望等を、これまで行ってきた協議会名であるとか、日時でありますとか、どういう内容であったということを資料としていただきたいと思っております。

委員の皆様方もそれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、退席をお願いいたします。

〔総務課及び企画調整課退室〕

濱田洋一委員長

それでは、ここで少し休憩に入ります。

(休憩 午後2時46分～午後2時48分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど休憩中に話をしましたが、当委員会としましての陳情第4号につきましての資料請求を所管課に行いましたので、次回の委員会開催時に、資料を確認しながら、質疑が必要な場合につきましては所管課を呼んで質疑を行う。その後、審議することがほかに必要でないという場合になりましたら、この陳情第4号を採決するという流れでいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

○ 陳情第13号 川内原発20年延長運転期間に関する陳情

濱田洋一委員長

次に、陳情第13号を議題とし、審査に入ります。

本陳情の審査の方法について、皆様から御意見をお伺いいたします。

まず、陳情者に参考人として御出席いただく必要があるかについて御意見をお願いいたします。

濱門明典委員

檜柑幸雄さんですね、陳情者が。こういう方の意見をしっかり聞きたいと思います。

参考人として出席をお願いしたいと思います。

岩崎健二委員

前例により1人でも呼べば、呼ばないといけないようなこの前も話があったのですが、川内原発の20年延長については、まだ何ら九電が申請しているわけでもないし、自分たちも何も資料を持ち合せておりません。この問題は、仮に九州電力が延長を申請した暁にやるべき審議だと思っておりますので、私は、今のところはまだ呼ばなくてもいいと思います。

竹之内和満委員

陳情項目を見てみますと、20年運転延長を認められないとの決議を求めます。そして、40年を守ってくれという意見書の提出を政府と県にお願いしますということになっていますが、先ほど岩崎委員からもありましたが、まず、川内原発の20年延長は、九電はまだ申出てないという段階で、なかなかこういうのを審議するのが難しいと思います。よって、陳情者を呼ぶというのは、今の段階ではあり得ないと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま、委員のほうから、陳情者を呼ぶべきだという御意見。そして、現在、九州電力におかれましても運転延長の申請等がなされていないため、今のところ呼ぶ必要はない

ということではありますが、暫時休憩に入ります。

(休憩 午後2時52分～午後2時59分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

岩崎健二委員

先ほど来、話がありましたとおり、陳情者の意図は十分この陳情書で理解できると思います。

また、九電はまだ申請をするかしないかを決めていないと私は思っております。

現在、工事を行っているのは、20年延長をできるかどうか、申請できるかどうかの調査を行っている聞いております。

よって、九電が申請をした時点で、しっかりと両方から話を聞く機会もつくれると思いますので、継続審査にしてやっていけばいかなものかなと考えます。

濱田洋一委員長

ただいま、岩崎委員から、陳情第13号につきましては、現在、九州電力より20年運転延長の申請等も出されていないために、また、今後、そういった状況の変化があった場合について、双方のお話を聞くことが必要かどうかというのは、また、次の委員会のときに話をしたいということでありましたので、継続審査ということで御意見がありました。

この際、お諮りいたします。

本件については、審査を続けることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

したがって、本件は、今会期中に、採決を行うことはできないと考えますので、議長に対し、閉会中の継続審査を申し出る必要が出てまいります。

継続審査の申出を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

○陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情

濱田洋一委員長

次に、陳情第14号を議題とし、審査に入ります。

本陳情の審査方法について、皆様から御意見をお願いいたします。

まず、陳情者に参考人として御出席いただく必要があるかについて、御意見をお願いいたします。

岩崎健二委員

この陳情は、国に対して、洋上風力の情報提供と有望な区域の指定を行っていただきたいという旨の陳情でありますので、陳情内容については、十分この陳情書で理解できると思いますので、陳情者に参考人として来ていただくことは必要ないと思います。

野畑直委員

必要ないという意見ですけれども、私は、この薩摩沖次世代エネルギー推進協議会会長

が一人で陳情されております。この中で、この推進協議会は市内建設業、宿泊業、飲食店組合、その他団体企業でこの計画の実現のために国が事業決定の指針であるというふうな、いっぱい推進協議会のメンバーがいらっしゃるようですので、陳情者を呼んで、どのぐらいのメンバーがいるのか、そういうことを把握する意味で参考人としておいでいただいて、そういうことを聞いたほうがいいのかと思いますけれども。

濱田洋一委員長

ただいま、陳情者を呼ばなくてもよいのではないかという御意見、そして、この趣旨、要望事項等を見てもみますと、やはり、お呼びした中で考え方を伺うということの2点が出ておりますが、ほかの委員の皆様方はどのようにお考えでしょうか。

濱門明典委員

陳情者がこうして出しておられれば、やはりその人の思いとか、陳情書である程度は分かるのですが、細かいことについても伺いたしたいと思いますので、陳情者を呼んでいただきたいと思います。

濱田洋一委員長

それでは、少し休憩に入ります。

(休憩 午後3時4分～午後3時8分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、陳情者の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、陳情者に対し、参考人として本委員会に出席されるよう求めます。

なお、陳情者に御出席いただいての審査の日時については、陳情者の御都合もありますので、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、委員長において陳情者と日程調整を行います。

続きまして、ほかの審査方法について御意見をお伺いいたします。

ただいま、陳情14号につきましては、参考人の方をお呼びするというものでありますが、そのほかの審査方法について御意見をお伺いいたします。

御意見ございませんか。

野畑直委員

今、参考人においでいただいて話をするということでしたので、お呼びして委員会を開催した後に、そのあとの審査方法については、会期内で終わるのか、それとも閉会中の継続審査とするのかということそのあとに決めたらいいと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々もそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

先ほど、陳情者に参考人として出席を求めて審査を行うこととしました。この審査の日時は、委員長が調整いたしますが、日程の都合上、本定例会の会期中に参考人を呼んでの委員会を開催できないときは、議長に対し閉会中の継続審査を申し出る必要が出てまいり

ます。この場合、継続審査の申出を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

○ 所管事務調査について

濱田洋一委員長

次に、所管事務調査についてを議題といたします。

所管事務調査については、7月27日に視察及び参考人をお呼びしての調査を予定しておりましたが、議員の新型コロナウイルス感染症感染のため、当日の開催を取りやめました。

この取りやめた調査については、改めて日程調整することとしておりますが、現在の第7波と言われる感染拡大の状況が落ち着くまで、もうしばらく開催を控えたいと考えております。市内、県内、全国の完成状況がもう少し落ちついてから日程調整をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

本日採決いたしました議案等についての委員長審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

本委員会に付託された案件は審査を終了または閉会中の継続審査を申し出ることとなったことから、12日に予定しておりました本委員会は開催いたしませんので、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後3時12分)

総務文教委員会委員長 濱田洋一